

リデュース Reduce (発生抑制) リユース Reuse (再利用) リサイクル Recycle (再生利用)

# ごみの減量 始めましょう



年々ごみの量が増えています。ごみはきちんと分別すれば資源として生まれ変わることができます。空きビン、空き缶、ペットボトル、容器包装等の資源ごみをきちんと分別排出することは、資源循環型社会形成の第一歩です。ごみの減量・再資源化を常に心掛け、1人1日当たりのごみの排出量を増やさないように、皆様のご理解・ご協力をお願いします。

## プラスチック製容器包装の出し方

分別収集されたプラスチック製容器包装は、プラスチック原料等に再資源化されますが、汚れたままの物や不適合物が混入しているとリサイクルできないため、機械や手作業でそれらを取り除く必要があるだけでなく、適正に分別されたものまでリサイクルできなくなってしまうことがあります。



**POINT!**

- ①中身を使いきって、洗ってから出してください。内側が洗にくいものや、洗っても汚れがひどい容器包装は燃えるごみへ。
- ②レジ袋などにまとめて出してください。
- ③プラスチック製であっても、おもちゃやバケツ・ストローなどの「商品(製品)」は、容器包装と合わせたリサイクルができないため燃えるごみへ出してください。



このマークが目印です

## 引っ越しごみの出し方

引っ越しなどにより一度に大量にごみが出る場合は、下記を参考にしてごみを出してください。

### ○環境管理センター(ごみ処理場)へ自己搬入する場合

搬入許可証が必要ですので、搬入する車の車検証の写しをお持ちの上、事前に住民生活課へお越しください。下記の処理料金がかかります。

- ・燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみ : 100kgまで1,500円。以降10kg又は端数毎に150円
- ・粗大ごみ: 1点400円
- ・紙類: 無料

◆搬入先: 黒川地域行政事務組合環境管理センター(大和町吉田字根古北50 ☎342-2218)

### ○ごみ集積所に出す場合

分別方法を守り、他の利用者の迷惑とならないように、少量ずつ数回に分けて出してください。

### ○収集業者へ依頼する場合

ご家庭に配布している家庭ごみ収集計画表に記載(村ホームページにも掲載)の許可業者へ依頼してください。ごみ処理料金と収集運搬費がかかります。詳細は各収集業者へ問い合わせください。

◆問い合わせ先 住民生活課 ☎341-8512

## 引っ越しシーズンです 手続きをお忘れなく!

春は、就職や入学、転勤などで引っ越しの多いシーズンです。引っ越しの忙しさでうっかり手続きを忘れてしまうと、いろいろと不都合が生じることがあります。また、窓口が混雑する場合がありますので、各種手続きは早めに済ませましょう。



種類	届出の期間	必要なもの
転入届	引越してから14日以内に届け出	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷マイナンバーカード(お持ちの方のみ)</li> <li>▷身分証明書(運転免許証など)</li> <li>▷印鑑</li> <li>▷前住所地からの転出証明書</li> </ul>
転出届	引越する前に届け出 ※引越する予定の14日前から届け出可能	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証など)</li> <li>▷印鑑</li> <li>▷印鑑登録証 ※印鑑登録者のみ</li> <li>▷国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証 ※加入者のみ</li> <li>▷医療費助成受給者証(万葉すくすく子育てサポート医療費・母子父子家庭医療費・障害者医療費) ※該当者のみ</li> </ul>
転居届	引越した日から14日以内に届け出	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷マイナンバーカード(お持ちの方のみ)</li> <li>▷身分証明書(運転免許証など)</li> <li>▷印鑑</li> <li>▷国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証 ※加入者のみ</li> <li>▷医療費助成受給者証(万葉すくすく子育てサポート医療費・母子父子家庭医療費・障害者医療費) ※該当者のみ</li> </ul>

◆問い合わせ先 住民生活課 ☎341-8512

## 小・中学校の転校



### 転出

役場窓口で転出届を行う前に、小・中学校と教育委員会学校教育課に転校をする旨を申し出てください。

在学証明書等の交付と転校先での手続きについてご案内します。

### 転入

村へ転入届を行った後、教育委員会学校教育課にご連絡ください。指定された学校での手続きについてご案内します。

◆問い合わせ先 学校教育課 ☎341-8517

## 水道・下水道



水道・下水道(浄化槽含む)を利用開始・中止される方は、3日前までに届け出をお願いします。

郵送・FAXでお送りいただくことも可能ですので、ご希望の場合はご連絡ください。

(手続きの際は、印鑑をご持参ください。)

なお、開栓(閉栓)作業は平日のみの対応となります。

また、母子父子家庭・生活保護世帯・70歳以上の1人暮らし世帯の方は、水道料金の軽減措置が受けられる場合があります。

◆問い合わせ先 都市建設課 ☎341-8516

## 無線放送戸別受信機

無線放送戸別受信機は、転出の際にご返却ください。(村の放送以外は受信できません。)

なお、村営住宅・定住促進住宅にお住まいの方や、村内での転居の場合は返却の必要はありません。(屋外アンテナに接続している場合や転居により行政区が変わる場合はご連絡ください。)

◆問い合わせ先 企画財政課 ☎341-8510